

議案第49号

三田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

三田市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市公民館条例の一部を改正する条例

三田市公民館条例（昭和49年三田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。